



独立した第三者保証報告書

日本パーカライジング株式会社
代表取締役 社長執行役員 青山 雅之 殿

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社(以下、「SOCOTEC」という。)は、日本パーカライジング株式会社(以下、「会社」という。)からの委託に基づき、会社が作成した主題情報(“2025 年度 GHG 排出量算定報告書”(期間 国内: 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日、海外: 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日))がすべての重要な点において規準に適合しているかについて限定的保証業務を実施した。

1 主題情報と規準

保証対象となる主題情報は、“2025 年度 GHG 排出量算定報告書”(期間 国内: 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日、海外: 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)に記載された会社と会社の連結会社(日本国内主要会社 8 社、海外主要会社 6 社)における運営及び活動を対象範囲とする、“GHG 排出量(Scope1,2(エネルギー起源 CO₂))及び企業のバリューチェーンで発生するその他間接 GHG 排出量(Scope3(カテゴリー: 1,2,3,4,5,6,7,11,12)※国内のみ)”に関する報告である。

主題情報を作成する規準は、“GHG 排出量算定規定及び手順書(Ver.4.0)”である。

主題情報 期間	
国内: 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日、海外: 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日	
エネルギー起源 CO ₂	企業のバリューチェーンで発生するその他間接 GHG 排出量
Scope 1: 47,891 t-CO ₂ e	Scope 3: 1,057,801 t-CO ₂ e
Scope 2: ロケーション基準 71,540 t-CO ₂ e	内訳(t-CO ₂ e)
マーケット基準 62,593 t-CO ₂ e	カテゴリー 1: 185,691 カテゴリー 2: 21,740 カテゴリー 3: 14,549
	カテゴリー 4: 15,038 カテゴリー 5: 2,571 カテゴリー 6: 317
	カテゴリー 7: 995 カテゴリー 11: 756,504 カテゴリー 12: 60,395
	※Scope 3 の合計値は、小数点以下の値を含んだ各カテゴリーの集計結果であり、見かけ上四捨五入された各カテゴリーの集計結果とは一致しません。

2 経営者の責任

“2025 年度 GHG 排出量算定報告書”(期間 国内: 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日、海外: 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)は、会社の経営者によって作成された。

会社の経営者は、そこで行われている主張、陳述及び主張の完全性(限定的保証を提供するために従事してきた主張を含む)、報告書内の全てのデータ及び情報の収集、定量化及び提示並びに適用した規準、分析及び公表に責任がある。

会社の経営者は、報告プロセスをサポートし、故意または過失によるものであるかどうかにかかわらず、“2025 年度 GHG 排出量算定報告書”(期間 国内: 2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日、海外: 2025 年 1 月 1 日～2025 年 12 月 31 日)に重大な虚偽記載がないことを保証するように設計された適切な記録及び内部統制を維持する責任がある。

3 保証会社の責任

SOCOTEC の責任は、主題情報がすべての重要な点において規準に準拠して作成されているかどうかについて、限定的保証の結論を表明することにある。

SOCOTEC は、SOCOTEC の定める検証手順及び「JIS Q 14064-3:2023 (ISO 14064-3:2019) 温室効果ガスに関する声明書の検証及び妥当性確認のための仕様及び手引」に準拠し、限定的保証業務を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務で実施する手続と比べて、その種類、時期、範囲において限定されている。その結果、SOCOTEC が行った限定的保証業務は、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

SOCOTEC が実施した手続は、不正又は誤謬を問わず重要な虚偽表示のリスクの評価をはじめとして、職業的専門家としての判断に基づいている。SOCOTEC の結論は、会社の内部統制に対して保証を提供するものではない。

SOCOTEC は、限定的保証における結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。



4 保証手続

SOCOTEC が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、以下を含んでいるがそれらに限定されない。

- 会社が主題情報に関連して作成した方針や手続の評価
- 上記方針手続を理解するための会社担当者への質問
- 対象プロジェクトが適格性要件を満たしているかの確認
- 試算による根拠資料との照合、再計算
- 重要な仮定や他のデータに関する根拠資料の入手、照合
- 算定体制と手順の確認、データの収集及び記録管理の実施状況を確認するための視察先：
本社 / 伊丹工場

5 独立性と品質管理、力量の声明

SOCOTEC は、「JIS Q 17021-1:2015(ISO/IEC 17021-1:2015) 適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第1部：要求事項」の認定要求事項に適合する包括的なマネジメントシステムを導入し、維持している。又「JIS Q 14065:2025(ISO 14065:2020) 環境情報の妥当性確認及び検証を行う機関の一般原則及び要求事項」に従ってマネジメントシステムを確立している。これらは国際監査・保証基準審議会による国際品質マネジメント基準第1号並びに国際会計士倫理基準審議会による職業会計士の倫理規定における要求を満たすものであり、倫理規則、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の遵守に関する文書化した方針と手続を含む包括的な品質管理システムを維持している。

SOCOTEC グループは、検査、試験、認証業務における総合的な第三者機関であり、世界の国々で品質、環境、労働及び情報セキュリティにかかわるマネジメントシステム認証業務やトレーニングサービスを実施しており、環境、社会情報のパフォーマンスデータ及びサステナビリティ報告書保証業務を行っている。SOCOTEC は、本保証業務を依頼した組織やその関連会社、ステークホルダーからも独立しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触がないことを断言する。

本保証業務に携わったチームは、知識や当該産業分野における経験、そして本保証業務に関する力量基準に基づき構成されていることを保証する。

6 報告書の利用

限定的保証業務における SOCOTEC の責任は、合意した条件に基づいて、会社の経営者にのみ負うものである。従って、目的にかかわらずそれ以外のいかなる個人や組織に関しても責任を負わない。

7 結論

SOCOTEC が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、主題情報が規準に準拠して作成、開示されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社
ヘッド・オブ・ベリフィケーション 福島 眞英

Masahide Fukushima

2026年7月30日

ENDT6876-1